

橋本市告示第 119 号

令和 8 年 3 月 31 日付けで専決処分した令和 7 年度橋本市補正予算の要領を、
地方自治法第 219 条第 2 項の規定に基づき公表する。

なお、公表は、下記の図書を総務部総務課等において閲覧に供するほか別に
定める方法により行う。

令和 8 年 4 月 28 日

橋本市長 平木 哲朗

記

- 1 令和 7 年度橋本市一般会計補正予算(第 13 号)